

傷害補償共済

共済規程

平成 24 年 11 月 12 日

神奈川県タクシー厚生共済協同組合

# I.事業の実施方法に関する事項

## 傷害補償共済事業方法書

### 第1章 被共済者又は共済の目的の範囲

#### (事業の目的)

**第1条** 本事業は、共済契約に基づき、被共済者の傷害事故又は被共済者が共済契約者の業務に従事している間における傷害事故によって生じた共済契約者、被共済者又はその遺族の経済的損失を補うことを目的とする。

#### (事業経営の地域)

**第2条** 事業経営の地域は、定款第3条に定める神奈川県とする。

#### (共済契約者及び共済金受取人の範囲)

**第3条** 共済契約者は、次に掲げる者とする。

(1) 神奈川県タクシー厚生共済協同組合（以下「本組合」という。）の組合員（以下「組合員」という。）

(2) 本組合の賛助会員

2 共済金受取人は、共済契約者とする。

#### (被共済者の範囲)

**第4条** 被共済者の範囲は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

(1) 共済契約者、共済契約者の役員及びその全従業員

(2) 共済契約申し込み日現在において、満年齢が70歳以下の者

(3) 共済契約申し込み日現在において、正常に就業し、または日常生活を営んでいる者

(4) 運輸規則第36条の規定に違反して使用されている者でない者

2 本共済事業開始時に、社団法人神奈川県タクシー協会（以下「タクシー協会」という。）が行う厚生共済保障事業（以下「厚生事業」という。）の加入者にあつては、前項第2号の規定は適用しない。  
ただし、本共済事業開始後に新たに被共済者となる者については前項の規定による。

#### (共済目的の範囲)

**第5条** 共済目的の範囲は、被共済者が日本国内において急激かつ偶然な外来の事故または疾病によってその身体に被った障害または死亡した場合において、一定額の共済金を支払うものとする。

### 第2章 共済金額及び共済期間の制限

#### (共済金額等の制限)

**第6条** 本組合が引き受ける共済金額の引受限度額は、被共済者1人につき、共済金の種類ごとに次のとおりとする。

(1) 業務上死亡給付金                      最高    2,800万円

(2) 業務上障害給付金                      最高    1,000万円

(3) 業務外死亡給付金                      20万円又は30万円

(4) 業務外障害給付金                      10万円

2 前項第1号及び第2号における業務上の認定は、労働者災害補償保険法の認定に基づくものとする。

3 第1項第1号及び第2号の給付は、通勤災害によるものを除く。

- 4 第1項第1号及び第2号における「業務上」において、交通事故を原因としない災害により死亡又は傷害を被った場合の給付金額は、傷害補償共済約款第5条に掲げる表1及び表2の給付金額の50%を限度とする。

交通事故を原因としない災害に該当するかどうかの判定は、共済契約者からの災害状況の報告等により本組合が行う。

- 5 第1項の各号の給付は、天災地変及びこれに準ずる不可抗力による障害及び死亡については、原則として行わない。

#### **(共済期間の制限)**

**第7条** 共済期間は、1年以内とし、責任の始期は、契約日の午前0時から開始する。

- 2 共済期間満了以前において本組合があらかじめ通知する期日までに共済契約者から更新しない旨の通知のない限り、当該共済契約は、更新継続とする。

ただし、共済期間の満期日までの間に被共済者が満80歳の誕生日に達する場合には、当該被共済者に対する本組合の共済責任は、満80歳の誕生日の属する月の末日をもって終了し、更新継続はおこなわない。

- 3 本共済事業開始時に、タクシー協会が行う厚生事業の加入者にあつては、前項ただし書きの規定は適用しない。ただし、本共済事業開始後に新たに被共済者となる者については前項の規定による。

### **第3章 被共済者又は共済の目的の選択及び共済契約締結の手続きに関する事項**

#### **(共済契約内容の調査)**

**第8条** 本組合は、共済契約の締結に際し、その内容につき必要な事項を調査することができる。

#### **(共済契約の申込)**

**第9条** 本組合に対して共済契約の申込をしようとする者には、組合所定の共済契約申込書に所要事項を記入、記名捺印のうえ、組合に提出させる。

#### **(共済契約の引受承諾及び契約締結の手続)**

**第10条** 本組合は、共済契約の申込を受けたときは、第8条（共済契約内容の調査）に定めるところに従って調査し、引受けの可否を決定する。

- 2 共済契約が成立したときは、これに対して、組合所定の共済契約証書（被共済者登録名簿添付）を交付する。

- 3 共済契約の期間が終了し、共済契約者が引き続き共済契約を締結しようとする場合は、更新継続の共済契約証の交付を省略することができる。

#### **(被共済者の異動)**

**第11条** 共済期間の中途において、共済契約者が被共済者の追加をするときは、本組合所定の申込書に所要事項を記載し、署名または記名押印のうえ、本組合に提出させる。

- 2 共済期間の中途において、共済契約者が被共済者の全部または一部の共済契約を解約しようとするときは、本組合所定の解約請求書に所要事項を記載し、署名または記名押印のうえ、本組合に提出させる。

#### **(共済契約者名簿)**

**第12条** 本組合は、共済契約者の氏名、商号または名称および契約内容等を記載した共済契約者名簿を備置くものとする。

#### **(再共済に関する事項)**

**第13条** 本組合は、引き受けた共済責任を必要に応じて、再共済することができる。

### **第4章 共済掛金の収受、共済金の支払及び共済掛金の払戻しに関する事項**

#### **(共済掛金の収受)**

**第14条** 共済掛金は、本組合が指定する月から各月に分割して収受するものとし、本組合が指定した金融機関へ共済契約者からの口座振込みにより収受するものとする。毎月の共済掛金（以下「分割共済掛金」という。）の支払月の末日までに本組合の指定する口座へ振り込むものとする。

2 3カ月分の分割共済掛金が支払われなかった場合、本組合は当該共済契約を滞納が発生した月の前月末日にさかのぼって解除するものとし、分割共済掛金の払込みがなされない期間中に共済金の支払事由が生じたとき、本組合は共済金を支払わない。

#### **(共済掛金の返還)**

**第15条** 傷害補償共済約款の規定により本組合が共済金を支払わない場合においても、すでに受け取った共済掛金は返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、共済契約者の責に任じない事由または正当な理由があるとき、共済契約が無効の場合においては共済掛金の全額を、解除、消滅または被共済者の解約の場合においては、当該事由の発生により本組合の共済責任が終了する月の翌月から起算した未経過期間に対し、受けとった共済掛金がある場合には当該期間に対する共済掛金を払い戻す。

#### **(共済金の支払)**

**第16条** 共済金の支払は、傷害補償共済約款の規定により支払う。

### **第5章 共済証書の記載事項並びに共済契約申込書の記載事項及びこれに添付すべき書類の種類**

#### **(共済契約証書の記載事項)**

**第17条** 本組合の共済契約証書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 本組合の名称
- (2) 共済契約者の氏名又は名称
- (3) 被共済者の氏名及び生年月日
- (4) 共済金の受取人の氏名又は名称
- (5) 共済金の給付事由
- (6) 共済期間
- (7) 共済金額（1契約で複数の被共済者を引き受ける場合には、被共済者1人に対する共済金額）及び給付の方法
- (8) 共済掛金及びその支払の方法
- (9) 共済契約を締結した年月日
- (10) 共済契約証書の作成年月日

2 前項の書面には本組合の代表理事が記名押印する。

#### **(共済契約申込書の記載事項)**

**第18条** 本組合の共済契約申込書には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 申込日

- (2) 被共済者の性別及び共済契約者との関係
- (3) 被共済者の健康状態及び既存障害に関する事項
- (4) 被共済者が第三者契約の場合は、加入の同意
- (5) 前条（第1項第9号及び第10号を除く。）に規定した共済契約証に記載を要する事項

2 前項の共済契約申込書には、必要に応じ、組合の定める書類を添付させることができる。

## 第6章 共済金額、共済の種類又は共済期間を変更する場合の取扱いに関する事項

### （共済金額、共済種類又は共済期間の変更）

**第19条** 本組合は原則として、共済金額、共済種類又は共済期間は変更しない。

### （共済金の削減、共済掛金の追徴）

**第20条** 組合は、損失金でん補のため、共済金の削減又は共済掛金の追徴を行うことができるものとする。

2 共済金の削減は、損失金を、その事業年度に支払う共済金総額と個々の共済金受取人に支払う共済金との割合により、共済金の支払いを受ける個々の共済金受取人に割り当てて行うものとする。

3 共済掛金の追徴は、損失金を、その事業年度の各共済契約者より収入する共済掛金の総額と、各共済契約者より収入する共済掛金との割合により、各共済契約者に割り当てて行うものとする。

## 第7章 その他事業の実施に関し必要な事項

### （資産運用の制限）

**第21条** 組合は、資産を次の方法以外には運用しない。

- (1) 銀行、信託会社、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は信用協同組合連合会で、業として預金若しくは貯金の受入れをすることができるものへの預金、貯金、貸付信託又は金銭信託
- (2) 郵便貯金
- (3) 国債、地方債または中小企業等協同組合法施行主務省令で定める有価証券の取得

### （雑 則）

**第22条** この事業方法書に規定のない事項については、組合の定款、約款その他の諸規定ならびに関係法令によるものとする。

## Ⅱ.共済契約に関する事項

### 傷害補償普通共済約款

#### 第1章 用語の定義及び本協同組合が共済金を支払わなければならない事由

##### (共済契約の締結)

**第1条** 傷害補償共済契約は、この約款によって締結します。

##### (用語の定義)

**第2条** この約款において使用する用語は、それぞれ次の定義に従うものとします。

(1) 共済契約者

本組合に所属する組合員で、この共済契約を締結する者をいいます。

(2) 被共済者

被共済者は、共済契約者、共済契約者の役員及びその全従業員であつて、共済契約締結時現在の満年齢が70歳以下（以下「加入制限年齢」という。）の者としします。ただし、本共済契約締結時に、社団法人神奈川県タクシー協会（以下「タクシー協会」と言います。）が行う厚生共済保障事業（以下「厚生事業」と言います。）の加入者にあつては、被共済者の加入制限年齢の規定は適用しません。本共済事業開始後に新たに被共済者となる者については適用します。

また、共済契約締結時において、健康で、正常に就業している者としします。

(3) 共済金受取人

共済金受取人は、共済契約者としします。

(4) 共済金

死亡給付金または障害給付金をいいます。

(5) 傷 害

被共済者が急激、かつ、偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有害ガスまたは有害物質を偶然、かつ、一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果、生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。

(6) 疾 病

被共済者が前号の傷害以外によって被った身体の傷害をいいます。

(7) 身体傷害を被った時

イ. 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時

ロ. 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断より初めて発見された時

(8) 新規契約

初めてこの共済契約に加入したことをいいます。

(9) 更新継続契約

前号の新規契約が第7条（共済責任の始期および終期）第2項によって更新継続された契約をいいます。

### (共済責任の範囲)

第3条 共済責任の範囲は、被共済者が日本国内において急激かつ偶然な外来の事故又は疾病によってその身体に被った障害又は死亡した場合において、本約款に従い共済金を支払います。

### (共済金の種類)

第4条 本約款上の共済金とは、業務上死亡給付金、業務外死亡給付金、業務上障害給付金、業務外障害給付金を言います。ただし、「業務上」は交通事故を原因とするものと交通事故以外を原因とするものの二種類とし、次条に定めるとおり共済給付金の支給額において異なった扱いとします。

### (共済金額及び本組合の共済責任限度額)

第5条 補償共済金額は被共済者1名につき、次のとおりとします。

#### (1) 業務上又は業務外死亡給付金

イ 被共済者が業務上又は業務外の事由により死亡した場合、次に掲げる表1の区分に従い給付金を支払います。ただし、通勤途上の災害は「業務上」には含まれないものとします。

表1

| 事業区分 | 被共済者   |      |      | 給付金額       |
|------|--------|------|------|------------|
|      | 共済加入期間 | 区分   | 扶養家族 |            |
| 業務上  | 3年未満   | 有配偶者 | ——   | 最高 2,000万円 |
|      |        | 単身者  | 有り   | 最高 2,000万円 |
|      |        |      | 無し   | 最高 1,400万円 |
|      | 3年以上   | 有配偶者 | ——   | 最高 2,800万円 |
|      |        | 単身者  | 有り   | 最高 2,800万円 |
|      |        |      | 無し   | 最高 1,960万円 |
| 業務外  | 10年未満  | ——   |      | 20万円       |
|      | 10年以上  | ——   |      | 30万円       |

ロ 表1に掲げる「共済加入期間」は、初めに被共済者登録名簿に登録された日から起算します。

なお、本共済契約締結時に、タクシー協会の厚生事業の加入者であった者は、被共済者の共済加入期間は、厚生事業の加入者として登録された期間を通算して判定します。ただし、共済契約を解約した後、再契約した場合は、解約前の期間は通算しません。

ハ 表1に掲げる「有配偶者」、「単身者」の区分及び「扶養家族」の「有り」、「無し」の判定は、共済契約者からの扶養手当（又は家族手当）の支給の有無又は健康保険の本人以外の被保険者の有無等に関する申告により本組合が行います。

#### (2) 業務上又は業務外障害給付金

被共済者が業務上又は業務外の事由により、負傷し又は疾病にかかり、身体に障害が存する場合、次に掲げる表2の区分に従い給付金を支払います。ただし、通勤途上の災害は「業務上」には含まれないものとします。

表 2

| 業務区分 | 障害認定の種類           | 等級          | 給付金額           |
|------|-------------------|-------------|----------------|
| 業務上  | 労働者災害補償保険法による認定   | 第 1 級       | 最高 1, 0 0 0 万円 |
|      |                   | 第 2 級       | 最高 8 5 0 万円    |
|      |                   | 第 3 級       | 最高 7 0 0 万円    |
|      |                   | 第 4 級       | 最高 5 5 0 万円    |
|      |                   | 第 5 級       | 最高 4 0 0 万円    |
| 業務外  | 地方自治体による認定（障害者手帳） | 第 1 級～第 5 級 | 1 0 万円         |

- 2 前項の規定にかかわらず。前項第 1 号及び第 2 号における「業務上」において、交通事故を原因としない災害により死亡又は障害を被った場合の給付金額は、表 1 及び表 2 に掲げる給付金額の 5 0 % を限度とします。交通事故を原因としない災害に該当するかどうかの判定は、共済契約者からの災害状況の報告等により本組合が行います。

#### （共済金の支払）

**第 6 条** 前条に掲げる各項各号の給付金の支払いについては次の各号に定めるとおりとします。

##### （1）業務上又は業務外死亡給付金の支払い

被共済者が第 3 条（共済責任の範囲）の傷害を被り、その直接の結果として、傷害を受けた日からその日を含めて 1 8 0 日以内に死亡したときは、業務上又は業務外死亡給付金を支払います。ただし、同一の傷害によりすでに支払った障害給付金がある場合は、死亡給付金からすでに支払った障害給付金の額を控除した残額を支払います。

##### （2）業務上又は業務外障害給付金の支払い

イ 被共済者が第 3 条（共済責任の範囲）の傷害を被り、その直接の結果として、身体障害を生じたときは、その障害の程度について労働者災害補償保険法による認定又は地方自治体による認定（障害者手帳）に基づき、業務上又は業務外障害給付金を支払います。

ロ イの規定に係らず、被共済者が傷害を受けた日からその日を含めて 1 8 0 日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、傷害を受けた日から 1 8 0 日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を本組合において認定し、障害給付金を支払います。

ハ イ、ロに基づいて、本組合が支払う業務上障害給付金の額は、共済期間を通じて合算し、労働者災害補償保険法による認定第 1 級に該当する金額をもって限度とします。

- 2 前項第 2 号に定める業務外障害の場合、障害給付金の支払いは、第 2 3 条に定める共済金の請求を本組合に行う日において、共済契約者の被共済者として本組合に登録されている者でなければ対象となりません。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、労働者災害補償保険法の認定等の遅れにより第 2 3 条の規定による給付請求ができない場合は、傷害を受けた日から 1 8 0 日以内に本組合に被災事故時効中断請求書を提出することにより時効中断の請求をすることができます。時効中断の効果は 1 8 0 日を限度とします。ただし、給付請求ができない状態が継続している間は中断期間中に改めて時効中断請求書を提出することにより、時効中断を繰り返し請求することができます。

ただし、第 2 3 条の規定による給付請求のできない事由が消滅した日から 3 年間給付請求しなければ、共済金の給付を受ける権利は消滅します。

## 第2章 協同組合の義務の範囲を定める方法及びその義務の履行の時期

### (共済責任の始期および終期)

**第7条** 当組合の共済責任は、共済契約証書記載の共済期間（以下「共済期間」といいます。）の初日の午前0時（共済契約証書にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻）に始まり、末日の午前0時に終わります。

2 共済期間満了の日から2週間前までに、特に通知のない限り当該共済契約は、更新継続とします。

### (共済期間と支払責任の関係)

**第8条** 組合は、被共済者が共済期間中に第3条に定める事由に該当した場合、第5条各号に定める共済金を支払います。

2 前項の規定にかかわらず、この共済契約が新規契約である場合においては、共済期間の最初の3カ月の間に発生した傷害による給付金額は第5条に定める各給付事由に該当する金額の2分の1相当額を支払います。ただし、本共済契約締結時に、タクシー協会が行う厚生事業の加入者であった者は、第1項の規定に従い支払います。

### (共済契約の申込)

**第9条** 共済契約の申込みをしようとする者は本組合所定の共済契約申込書に必要事項を記載し、署名または記名押印し、被共済者となるべき者に関する事項を記載した被共済者契約明細書を本組合に提出しなければなりません。

2 前項の共済契約申込書及び被共済者契約明細書の提出にあたり、共済契約者は共済契約の締結及び共済金の受け取りに関し、被共済者の同意を得ていることについて証する書面をあわせて提出しなければなりません。

3 本組合は第1項及び前項の書面を受領し、共済契約の申し込みを承諾しようとするときは、共済契約者または被共済者に対し、共済契約の申し込みに関して必要な書面の提出を求めること及び必要な事項を調査することができるものとします。

4 本組合は、共済契約の申し込みを承諾した場合、本組合の組合印を押印した共済契約証を作成し、共済契約者に発行することにより、承諾の通知に代えます。

### (共済金の支払い期日)

**第10条** 組合は、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、第23条の手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、共済金を支払います。

2 前項を適用する場合において、組合が特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、その調査を終えた後に、遅滞なく共済金を支払います。

### (被共済者の追加又は解約の申し込み)

**第11条** 一つの共済契約で複数の者を被共済者とする共済契約において、第7条（責任の始期及び終期）第1項に規定する共済期間の途中で、あらたに被共済者を追加する場合、又は被共済者の解約をする場合、共済契約者は第9条（共済契約の申し込み）の規定に従い、被共済者契約明細書の変更を本組合に提出し、被共済者の追加又は解約の申し込みを行うものとします。

2 本組合は、前項の申し込みを受けた場合、第9条の規定を準用し、当該追加被共済者の契約又は当該被共済者の解除の申し込みを取り扱うものとします。この場合、同条第4項に「共済契約書」とあるのは「被共済者追加承認書」又は「被共済者解約承認書」と読み替えます。

#### (被共済者の追加又は解約の共済期間)

**第 12 条** 前条の規定により、追加される被共済者の共済期間は、当該被共済者の共済契約申し込み書を本組合が受け付けた日（本組合が当該申込書の所定欄に受付印を押印した日）の翌日の午前 0 時に始まり、当該共済契約の終期までの間とします。

2 当該共済契約が自動的に更新される場合は、当該追加の被共済者についても同様に更新されるものとします。

3 前条の規定により、解約される被共済者の共済期間は、被共済者契約明細書の変更通知を本組合が受理した日を以って終了とします。この終了日以後の共済掛金が支払われていた場合は、終了日以後に対応する金額を返還します。

#### (追加被共済者の共済掛金の払込み)

**第 13 条** 追加共済者の共済掛金は、追加される被共済者の共済契約申込書を各月 20 日（20 日が本組合の休業日の場合は、翌営業日）の締切日までに本組合が受け付けた場合は翌月から、各月締切日の翌日以降に受け付けた場合は翌々月から払い込みが開始するものとします。

### 第 3 章 協同組合が共済契約に基づく義務を免れる事由

#### (共済金を支払わない場合)

**第 14 条** 組合は、次の各号に掲げる傷害（死亡又は身体障害をいう。）に対しては、共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって被った傷害
- (2) 共済契約者又は被共済者の犯罪行為または闘争行為によって被った傷害
- (3) 被共済者の精神障害または泥酔状態によって被った傷害
- (4) 法令に定める酒気帯び運転中の事故による傷害または最高速度超過、無理な追い越しなどによる事故によって被った傷害
- (5) 地震、噴火、津波により被った傷害
- (6) 戦争その他の変乱、その他これらに類似の事変もしくは暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）によって被った傷害

#### (身体障害の重複)

**第 15 条** 組合は、原因または時を異にして発生した身体障害が重複する場合、その重複する傷害に対しては重ねて共済金を支払いません。

#### (身体障害の決定)

**第 16 条** 共済金支払の対象となっていない身体障害の影響によって、共済金を支払うべき身体障害の程度が加重されたときは、組合は、その影響がなかった場合に相当する身体障害を決定して共済金を支払います。

2 正当な理由がないのに、被共済者が治療を怠り、または、共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったために、共済金を支払うべき身体障害の程度が加重されたときも、前項と同様の方法で支払います。

3 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって身体障害の程度が加重したときも、前 2 項と同様の方法で支払います。

## 第4章 共済契約無効の原因

### (共済契約の無効)

**第17条** 共済契約締結の当時、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に詐欺(未遂を含みます。)の行為があったと認められるときは、この共済契約は無効とします。

### (共済契約の失効)

**第18条** 共済契約締結の後、払込期日の共済掛金が払い込まれなかった場合、共済契約は失効することがあります。

### (共済契約解除の効力)

**第19条** 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

### (共済掛金の返還—無効、失効の場合)

**第20条** 共済契約が無効であった場合または失効した場合において、共済契約者または被共済者に故意または重大な過失があったときは、組合は、共済掛金を返還しません。

2 共済契約が無効であった場合または失効した場合において、共済契約者または被共済者に故意または重大な過失がなかったときは、組合は、無効であった場合には共済掛金の全額を返還し、失効した場合には未経過期間に対し支払った共済掛金を返還します。ただし、失効した場合において、既経過期間中に組合が共済金を支払うべき事由が生じていたときは、共済掛金を返還しません。

## 第5章 共済契約者又は被共済者がその義務を履行しないことによって受ける損失

### (共済掛金の払込)

**第21条** 共済契約者は、共済掛金を本組合が指定する月から各月に分割して払い込むものとし、本組合が指定した金融機関へ共済契約者から口座振込みにより支払うものとします。毎月の共済掛金(以下「分割共済掛金」と言います。)の支払月の末日までに本組合の指定する口座へ振り込むものとします。

2 3カ月分の分割共済掛金が支払われなかった場合、本組合は当該共済契約を滞納が発生した月の前月末日にさかのぼって解除するものとし、分割共済掛金の払込みがなされない期間中に共済金の支払事由が生じたとき、本組合は共済金を支払いません。

### (傷害が発生したときの通知)

**第22条** 傷害が発生したときは、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者は、傷害を被った日からその日を含めて30日以内に、傷害の内容及び程度ならびに傷害が生じた原因及び状況等を本組合に書面により通知し、その通知の内容について組合が説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

2 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がないのに前項の規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明において知っている事実を告げずもしくは不実のことを告げたときは、本組合は、共済金を支払いません。

### (共済金の請求)

**第23条** 共済金受取人が共済金の支払いを受けようとする場合には、第2項の書類を組合に提出して請求しなければなりません。

2 組合に提出する書類は、次のとおりとします。

(1) 給付請求書

給付請求書には次に掲げる事項を記載します。

- ① 共済契約者名、代表者名及び所在地
- ② 死亡した被共済者または障害の診断を受けた被共済者の氏名及び生年月日
- ③ 死亡または障害を受けた年月日
- ④ 死亡または障害の原因及び発生状況

(2) 死亡の場合

- ① 死亡診断書又は死体検案書又はその他被共済者の死亡を証明できるもの
- ② 在籍証明書
- ③ 業務上死亡の場合……労災保険支給決定通知書（写）
- ④ 業務外死亡の場合……健康保険証（写）

(3) 障害の場合

- ① 在籍証明書
- ② 業務上障害の場合……労災保険支給決定通知書（写）
- ③ 業務外障害の場合……地方自治体発行の障害者手帳（写）

3 組合は、前項以外の書類の提出を求めること、または、前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

4 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がないのに前条または本条第1項の規定に違反したとき、または提出書類につき知っている事実を告げずもしくは不実のことを告げたときは、組合は、共済金を支払いません。

## 第6章 共済契約の全部又は一部の解除の原因並びにその解除の場合において当事者が有する権利及び義務

### (共済契約の解除)

**第24条** 共済契約締結の当時、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって、共済契約申込書について、知っている事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、組合は、共済契約証書記載の共済契約者の住所にあてて送付する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

2 前項の通知において、共済契約が更新継続契約である場合には、被共済者の身体障害の発生の有無については、通知すべき事項とはしません。

3 第1項の規定は、次の各号の場合には適用しません。

- (1) 第1項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
- (2) 組合が共済契約締結の当時、第1項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知り、または過失によってこれを知らなかった場合
- (3) 被共済者が身体障害を被る前に、共済契約者が、第1項の告げなかった事実または不実のことについて書面をもって更正を組合に申し出て、組合がこれを承認した場合。なお、更正の申し出を受けた場合において、共済契約締結の当時、共済契約者がその更正すべき事実を組合に告げていたとしても組合が共済契約を締結していたと認められるときに限り、組合はこれを承認するものとします。
- (4) 組合が第1項の告げなかった事実または告げた不実のことを知った日から、その日を含めて共

済契約を解除しないで 30 日を経過した場合

- 4 第 1 項の告げなかった事実または告げた不実のことが、組合の危険測定に関係のないものであった場合には、第 1 項の規定は適用しません。
- 5 第 1 項の解除が、てん補期間が開始した後になされた場合でも、第 19 条（共済契約解除の効力）の規定にかかわらず、組合は、共済金を支払いません。この場合において、すでに共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。
- 6 組合は、この共済契約を解除する相当の理由があると認めたときは、解除する日の 30 日前の日以前に共済契約証書記載の共済契約者の住所にあてて送付する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

#### （共済掛金の返還—解除の場合）

- 第 25 条** 組合は、前条（共済契約の解除）第 6 項の規定による共済契約を解除したときは、未経過期間に対し支払われた共済掛金を返還します。ただし、既経過期間中に組合が共済金を支払うべき事由が生じていたときは、共済金を返還しません。
- 2 組合は、前条（共済契約の解除）第 1 項の規定により、共済契約を解除したときは、共済掛金を返還しません。

### 第 7 章 共済約款の適用に関する事項

#### （共済金の削減または共済金の追徴）

- 第 26 条** 組合は、損失金てん補のため、共済金の削減または共済掛金の追徴を行うことができます。
- 2 共済金の削減は、損失金を、その事業年度に支払う共済金総額と個々の共済金受取人に支払う共済金との割合により、共済金の支払いを受ける個々の共済金受取人に割り当てて行います。
- 3 共済掛金の追徴は、損失金を、その事業年度の各共済契約者より収入する共済掛金の総額と、各共済契約者より収入する共済掛金との割合により、各共済契約者に割り当てて行います。

#### （約款の変更）

- 第 27 条** 本組合は、法定の手続きを経た後、認可を得て、本約款を変更することがあります。
- 2 前項により変更した約款は、その後の共済契約更新時から適用するものとします。

#### （評価人及び裁定人）

- 第 28 条** 共済金の支払いについて、本組合と共済契約者、被共済者、被共済者の法定相続人との間に争いが生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各 1 名ずつの評価人に判断を任せます。評価人の間でも意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する 1 名の裁定人がこれを裁定するものとします。
- 2 当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）は、半額ずつ負担するものとします。

#### （雑 則）

- 第 29 条** この約款に定めのない事項については、日本国の法令に準拠するものとします。